

月刊

日本行政

7

Top Message

no.644 2026
july

萩原秀紀日本公証人連合会 会長との対談

Leadership

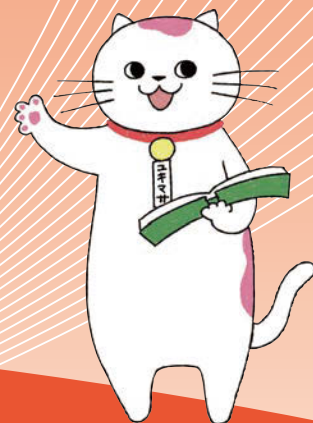
- ・行政書士法改正を契機として

Special Report

- ・道路法に基づく特殊車両通行制度について

Topics

- ・令和8年春の叙勲
- ・令和8年春の褒章
- ・中道改革連合「行政書士議員懇話会設立総会」に参加
- ・新藤自民党外国人政策本部長を表敬訪問
- ・宇賀克也東京大学名誉教授を顧問に委嘱
- ・日韓行政書士・行政士制度の更なる発展と友好の深化を目指して



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会

萩原秀紀日本公証人連合会会長との対談

令和8年5月20日(水)、萩原秀紀日本公証人連合会(日公連)会長を日本行政書士会連合会(日行連)にお招きし、宮本重則日行連会長が対談し、公証制度と行政書士業務に関わりの深い遺言、相続、成年後見などの高齢者支援等について意見交換を行いました。以下に当日の様子を御報告いたします。



はじめに

【宮本会長】

本日は、お忙しいところお越しくださしまして誠にありがとうございます。

また、日頃から行政書士制度に御理解、御支援をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

【萩原会長】

本日は、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

デジタル化への対応について

【宮本会長】

昨年度は、公証制度においては、改正公証人法の施行による公正証書のデジタル化、行政書士制度においては行政書士法の改正と施行といった、両会にとって大きな進展、変化があったかと思えます。

【萩原会長】

そうですね。公正証書のデジタル化については、昨年10月1日に法務大臣の指定を受けた東京の一部の公証人から開始され、12月15日に全国の公証人への指定が完了しました。これにより、公正証書原本は例外的な場合を除き電磁的記録で作成されることとなり、一定の条件を満たす場合にはウェブ会

議を利用してリモートで公正証書を作成することも可能となりました。従来、公証制度は、厳格な本人確認や真意確認を支えるために対面性・書面性を重視してきましたが、今回のデジタル化は、その信頼性を維持しながら利用者の利便性を高めるものです。定款認証などの私署証書認証及び確定日付については、既にデジタル化を果たし相当普及していましたが、今後は、遺言や各種契約などの法律行為についてもデジタル化が可能となるので、社会全体のデジタル化に公証制度としてどう応えていくかが問われています。

【宮本会長】



今回の公正証書のデジタル化については、日公連様の御協力の下、『月刊日本行政』の記事や、行政書士会員向けのVOD研修などを通じて、会員への周知を進めてまいりました。この場

をお借りして、丁寧な情報提供と御協力に改めて感謝申し上げたいと思います。制度が新しくなるタイミングこそ、関係専門職の間で正しい知識を共有することが、最終的には国民の安心につながると考えています。

【萩原会長】

公正証書のデジタル化について周知していただいたことは、日公連としても大変ありがたく感じています。公証制度は、利用者の方が単独で公証人と接する場面もかなりありますが、実際には、行政書士を始めとする隣接専門職の皆様が制度を理解し、適切に案内してくださることで、より円滑な利用につながっています。今後も、制度改正や新たな運用が始まる際には、こうした専門職団体間の連携が一層重要になると思います。

【宮本会長】

行政書士法においては、今般の法改正で士業法では初めて「デジタル社会への対応」が努力義務として規定されました。日行連はこれまで、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向けた、行政手続のオンライン化・デジタル化の普及促進に係るデジタル庁との連携協定の締結、補助金申請ポー

タルであるJグランツでの行政書士等による代理申請機能の実装など様々な取組を進めてまいりましたが、今般の法改正により、行政書士がデジタル社会における適正な手続の担い手であることが、制度上もより明確になったものと受け止めています。

【萩原会長】

これからのデジタル社会において特に大切なのは、国民が安心して制度を利用できることだと思います。便利になる一方で、デジタルに不慣れな方が取り残されるおそれもありますし、AI技術の進展に伴って、画像・音声・文書のフェイクや改ざんといった問題も現実味を増しています。そうした中で、申請や契約、意思表示に関する真正性をどう担保するかは極めて重要な課題です。

【宮本会長】

行政書士は、適正な手続を支え、依頼者に寄り添って制度利用を後押しする立場にありますが、各種文書の真正性を公に担保するという役割は、現状の制度下では公証人の皆様しか果たせないものと考えています。だからこそ、行政書士と公証人がそれぞれの専門性を生かしながら、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、共に取り組んでいく必要があると考えています。

【萩原会長】

まさにそのとおりだと思います。公証制度の本質は、法律関係や意思表示の確実性、真正性を社会的に担保することにあります。AI技術の発展により、外形だけでは真偽の判断



が難しい時代になりつつあるからこそ、公証人の果たすべき役割はむしろ重くなっていると感じます。行政書士の皆様が国民や事業者にもっと近い位置で手続を支え、公証人がその先で真正性や証拠力を支える。そうした役割分担の下で、今後も是非協力して取り組んでまいりたいと思います。

高齢者支援について

【宮本会長】

我が国は世界でも有数の超高齢社会となっていますが、公証制度と行政書士業務の関わりといったところでは、遺言、相続、成年後見などの高齢者支援も主な分野の一つです。行政書士は、遺言書の原案作成、遺産分割協議書の作成などの業務を通じて高齢者支援に貢献してまいりましたが、このような制度の需要は今後更に増えていくものと考えられます。高齢者支援は、御本人の意思をどう丁寧に酌み取り、将来の安心にどうつなげていくかが重要です。そうした意味で、行政書士と公証人が連携し、法律専門職相互間の支援体制を整える意義は非常に大きいと感じています。

【萩原会長】

私も全く同感です。例年、任意後見契約、尊厳死宣言、遺言、死後事務委任契約といった高齢者支援に関する制度の周知について、日行連様にも御協力をお願いしてまいりましたが、その都度、丁寧に御対応いただいていることに深く感謝しています。制度の存在を知っていなければ、必要なときに利用することはできません。そうした意味で、行政書士の皆様の周知への協力は、極めて大きな力になっています。

【宮本会長】

ありがとうございます。遺言制度と成年後見制度に関しては、法改正の動きも見られます。4月3日の閣議において、保管証書遺言、いわゆるデジタル遺言と、成年後見制度の見直しに関する民法改正案が閣議決定され、制度の現代化・利用しやすさの向上に向けた議論が進んでいます。こうした動きによって高齢者支援制度に対する国民の関心も高まっていくでしょうから、その意味でもデジタル化対応は推奨され、主体的に取り組むべきものと考えます。ただし、いわゆるデジタル遺言をめぐるのは、遺言者の電磁的環境整備をサービスするとの名の下に、無資格の民間業者の参入による潜脱違法行為が国民の権利侵害を呼び起こすおそれがあります。今般の行政書士法改正により、このような行為については、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て業として行うことは

同法違反であると明記されましたので、私どもとしては、これに警鐘を鳴らすとともに、各自がIT化技能を一層錬磨して、十二分にデジタル化対応ができるようにスキルアップを図ってまいります。私どもは、遺言のような法律行為に関する業務については、正しい法律知識や職業倫理の裏付けのない営利目的の業者等が関与した場合、相手方その他の利害関係者を不当に害するような結果や、場合によっては依頼者の権利・利益をも損なうような結果を生じさせたり、将来の紛争の火種を生んだりするおそれが大きく、きちんとした裏付けのある、国家資格を有する法律専門職に限定するべきであると考えています。その上で、今後も日公連様と連携させていただき、高齢者支援制度の普及、利用促進に取り組んでいきたいと思っております。その一環として、当会では毎年10月を行政書士制度広報月間と定めていまして、その中でも遺言制度の周知をより強化していく所存ですが、日公連様に御協力いただき、両会の連携を象徴する取組として何かできないかと考えています。

【萩原会長】

大変興味深い御提案だと思います。遺言や任意後見は、まだまだ「自分には早い」と受け止められがちですが、実際には元気なうちに準備してこそ意味のある制度です。そうしたメッセージを協力して社会に発信していくことは非常に有意義だと思いますし、具体的な御提案をいただきましたら、検討させていただきたいと思っております。

国際化について

【宮本会長】

社会情勢の変化として、国際化の進展も挙げられるかと思っております。我が国では、外国人材の受入れ、国際結婚、海外との取引や起業活動など、さまざまな場面で国際化が進んでいます。そうした場面においても、公証制度の重要性が増してきていると思っております。

【萩原会長】

はい。公証制度における国際関係の手續としては、外国向け文書の認証や、外国人・外国会社が関与する定款認証などが代表的です。海外の官公庁や企業、金融機関等へ提出する文書については、私署証書の

認証や外国文認証が必要となる場合が多く、公証人はその真正性・証拠力を支える役割を担っています。また、外国人や外国会社が日本で会社を設立する場合にも、公証人は定款認証を通じて関与します。外国人の場合の本人確認については、在留カード、パスポート、駐日領事による署名証明書など、個別事情に応じた資料確認が必要となることもあります。今後の課題としては、国際的な文書需要の増加に対応しながら、利用者に分かりやすく、かつ厳格な手続運用を維持すること、多言語対応や越境取引に関する理解を更に深めていくことが挙げられると思います。

【宮本会長】

外国人の起業支援については、行政書士と公証人の連携が必要となる場面もあります。在留資格の問題、会社設立手続、許認可の取得まで、複数の制度が連動します。育成就労制度の整備や「経営・管理」の要件改正といった最近の法令改正も踏まえると、外国人本人や企業に対して、単に手続を進めるだけでなく、制度の趣旨やリスクも丁寧に説明し、適法で持続可能な活動につなげていくことが重要です。これからの国際業務は、専門家がそれぞれの領域で適切に関わりながら、利用者にとって分かりやすい支援を提供できるかが鍵になると考えています。

おわりに

【萩原会長】

本日の対談を通じて、現代的課題に対し、共通の目的意識を持って取り組んでいることを改めて実感しました。制度が複雑になるほど、国民の皆様にとっては分かりやすい案内と信頼できる支援が必要になります。今後も、関係専門職団体との連携を大切にしながら、公証制度の適正な運用と周知に努めてまいりたいと思います。

【宮本会長】

私も同じ思いです。社会が大きく変化する時代だからこそ、国民の権利利益を守る専門職には、制度の変化を正確に捉え、それを安心して利用できる形で社会に届ける責任があります。行政書士と公証人は、その意味で非常に親和性の高い関係にあります。今後も、様々な分野で知恵を持ち寄りながら、国民生活の安心を支える取組を共に進めていければと思います。

日本公証人連合会萩原秀紀会長の御経歴
(令和8年5月20日現在)

○主な職歴

法務省人権擁護局長
金沢地方裁判所長
名古屋家庭裁判所長
東京高等裁判所判事(部総括)

○役員歴

〈東京公証人会〉

令和3年4月～令和4年4月 副会長

〈日本公証人連合会〉

令和4年5月～令和6年5月 常務理事

令和6年5月～令和7年5月 総括理事

令和7年5月～現在 会長



7

日本行政

MONTHLY No.644 JULY. 2026

C o n t e n t s

Top Message

萩原秀紀日本公証人連合会会長との対談..... 1

Leadership

行政書士法改正を契機として..... 6

Special Report

道路法に基づく特殊車両通行制度について..... 7

Topics

令和8年春の叙勲..... 13

令和8年春の褒章..... 14

中道改革連合「行政書士議員懇話会設立総会」に参加..... 16

新藤自民党外国人政策本部長を表敬訪問..... 16

宇賀克也東京大学名誉教授を顧問に委嘱..... 17

日韓行政書士・行政士制度の更なる発展と友好の深化を目指して..... 18

Information

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式) の御案内..... 21

一般倫理研修受講について..... 22

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 23

■ Pick UP!単位会..... 24

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～..... 29

■ ADR推進本部から..... 31

■ 中央研修所通信7月号..... 33

■ 日行連の主な動き(5月)..... 34

■ コスモスInformation..... 37

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 45

御協力のお願ひ ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

行政書士法改正を契機として

総務部長 古川 正美



行政書士制度は、昭和26年の行政書士法制定以来、国民と行政をつなぐ専門職として発展してきました。社会構造の変化や行政需要の多様化が進む中で、行政書士に求められる役割は拡大し続けており、今般の行政書士法改正は、こうした変化に制度として応えるための重要な転換点であり、行政書士制度の維持・発展を考える上で大きな意味を持つものであります。

第一に、行政手続のデジタル化への対応が挙げられます。政府が推進するデジタル社会の実現に向け、行政手続のオンライン化が急速に進んでいます。今回の法改正では、行政書士がデジタル手続の専門家として活動できる基盤が整えられました。従来の書類作成・提出代行に加え、デジタル手続に不慣れた国民や事業者を支援する役割は今後更に重要性を増すものと思われまます。行政書士が「デジタル行政の伴走者」として位置付けられることは、制度の社会的価値を高める大きな要素になると思われまます。

第二に、地域社会における法務ニーズへの対応であります。高齢化の進展に伴い、遺言・相続、成年後見、財産管理など、生活に密着した法務支援の需要はますます増加する中、今般の法改正によって、行政書士が地域の法務支援者として活動しやすい環境が整いつつあると言えるでしょう。行政書士が地域住民の身近な相談相手として信頼を得ることは、制度の公共性を高め、地域社会の持続可能性にも寄与することができるものと思われまます。

第三に、国際化への対応があります。外国人の在留資格申請や企業の国際展開に関する手続は高度化し、行政書士が担う役割は拡大しており、行政書士が国際人材の受け入れを支える専門職としての位置付けが確立されつつあります。多文化共生社会の実現に向け、行政書士の果たす役割は今後ますます重要となると思われまます。

第四に、専門性の向上と業務品質の確保が制度維持の鍵となります。行政書士が高度化・多様化する行政需要に応え続けるためには、継続的な学習と専門性の深化が不可欠であり、制度としてこれを支える枠組みが求められ、行政書士の資質向上を制度的に支える仕組みづくりを構築しなければならないと思われまます。

最後に、行政書士制度の維持・発展には、国民からの信頼確保が最も重要であり、今般の法改正では、業務の透明性向上や不適切事案への対応強化など、行政書士制度の信頼性を高める方向性が示されました。行政書士が「安心して相談できる専門職」として社会に認識されることこそ、制度の持続的発展を支える最も重要な要素であると思われまます。

今般の行政書士法改正は、制度を時代に適合させ、行政書士の社会的役割を再定義する契機となりました。デジタル化、地域法務、国際化、専門性向上、信頼確保という五つの柱を軸に、行政書士制度は今後も国民生活と行政を支える不可欠な専門職として発展していくことが期待されています。

道路法に基づく特殊車両通行制度について

国土交通省道路局道路交通管理課
車両通行対策室

1 はじめに

道路法に規定する道路(国道や県道など)は、一定の規格(重量・寸法)の車両が安全・円滑に通行できるよう設計されています。この規格を超える大きくて重い車両は、道路を安全に通行できると想定されていないため、許可等を受けることなく自由に通行できる車両の重量や寸法について、法令で最高限度が設けられており、その限度を超える車両の通行は原則として禁止されています(道路法第47条第2項)(参考:図1)。一方、道路は社会活動・経済活動を支える最も基礎的な施設であり、社会経済上の要請から、この限度を超える大型車両の通行が必要になる場面があります。それは、物流、建設業や農業など様々な分野にわたります。そこで、道路の構造の保全と大型の車両の通行との間の調和を図るため、道路法では特殊車両通行制

度(特殊車両通行許可制度(以下「許可制度」という)・特殊車両通行確認制度(以下「確認制度」という))を設けています(参考:図2)。

大型車両が事故を起こした場合の被害や影響は甚大です。例えば、交差点を曲がりきれずに横転し、対向車線で信号待ちをしていた自動車の下敷きになり、自動車の乗員を死傷させるとともに、長時間にわたる通行規制を引き起こした事例があります。また、適切な貨物の積載を怠り、車道上空に架かる横断歩道橋に積載貨物を衝突させ、歩道橋を損傷させて利用できない状態にしてしまうだけでなく、輸送していた貨物も破損した事例があります。このような事故を発生させないためにも、事前に、通行させる車両の状態や、どの道路であれば、安全に目的地まで通行させることができるのかを確認しておく必要があります。その通行が、ドライバーにとっても、他の道路利用者にとっても、また、道路自体にとっても安全である

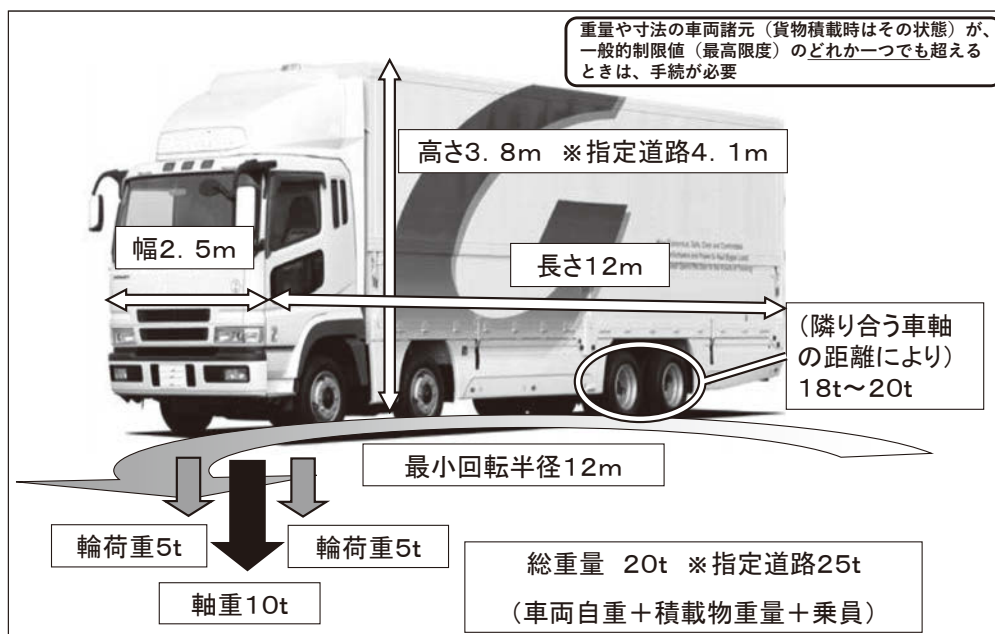


図1：一般的制限値(最高限度)

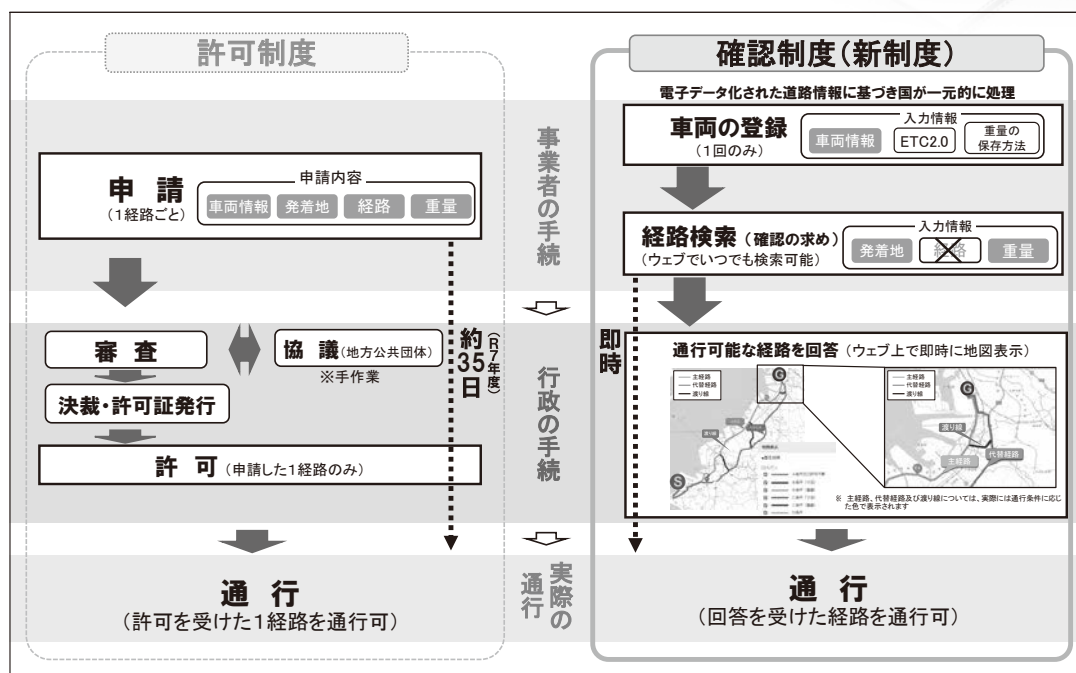


図2：特殊車両通行制度

ことを確認する、これが特殊車両通行制度の意義です。

本稿では、特殊車両通行制度の手続を扱ったことがある行政書士の先生方だけでなく、これから扱うであろう先生方の業務の一助にもなるよう、特殊車両通行制度を取り巻く現状や課題のほか、課題に対する取組などを御紹介します。

2 現状・課題と対応策

許可制度（道路法第47条の2）では、法令で定める最高限度を超える大型車両を通行させたい者が通行予定の道路を管理する道路管理者に申請し、道路管理者が申請内容を審査するとともに、他の道路管理者が管理する道路が申請経路に含まれている場合には、申請を受け付けた道路管理者が他の道路管理者に対して協議を行い、その協議の回答結果を取りまとめて、申請者に対して許可や不許可の通知をしています。

物流効率化等を背景に特殊車両通行許可の件数は増加しています。国の道路管理者が申請を受け付けた許可の件数は10年前に比べて倍増している一方で、申請書の到達から許可等の通知までの期間は長期化しています（参考：図3）。このため、

期待していた時期までに許可を取得できないといった声も多く寄せられています。

そこで国土交通省では長期化を解消すべく、以下の取組を進めています（参考：図4）。

①道路情報の電子化

申請経路に他の道路管理者が管理する道路が含まれる場合、当該道路管理者と許可の可否に関する協議が必要です。国土交通省では、申請の都度行われる協議に係る事務処理を省力化するため、各道路管理者と連携して道路情報の電子化を進めており、大型車両の通行実績がある道路を中心に各道路管理者から道路諸元などを取得し、データベース（道路情報便覧）を整備しています。このデータベースには、「申請内容がデータベースの範囲内であれば、許可して構わないが、範囲を超える場合は不許可とすること」と、あらかじめ包括的な協議回答が含まれており、改めて協議をすることなく、データベースに基づき許可あるいは不許可を決定できます。よって、電子化されていない道路が申請経路に含まれているか否かで、許可までの期間に差が出てきます。

②個別協議箇所の削減

①のデータベースにより協議に係る事務処理の

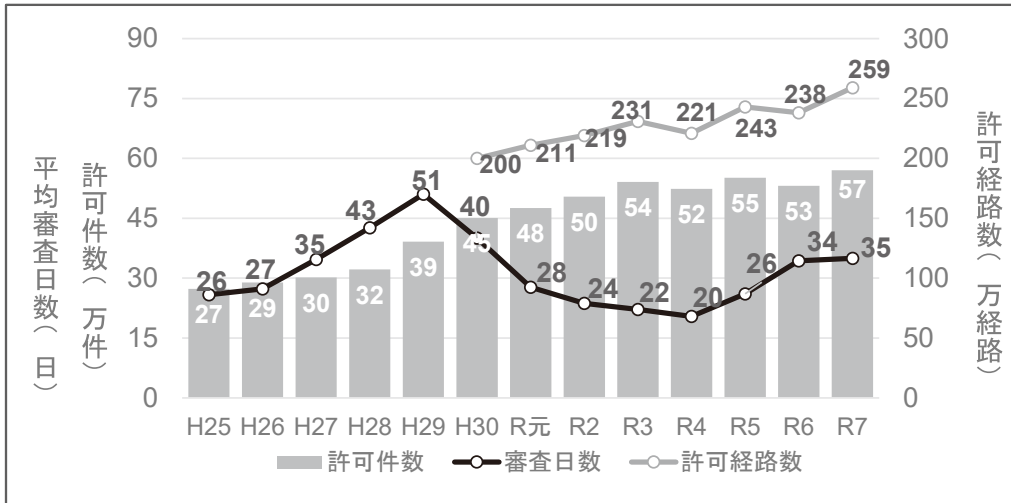


図3：許可経路数・平均審査日数・許可件数（年度）※国が受け付けたものに限る

省力化を進めていますが、このデータベースには「一定の車両諸元を超える場合は、協議により改めて審査させてほしい」といった留保条件（個別協議箇所）を設けているものがあり、この諸元を超える場合、当該道路管理者に協議する必要があります。一方、協議後に、その協議回答を踏まえ許可しているものについて、その許可を認める協議回答の内容をデータベースに反映しておけば、申請の都度、関係道路管理者に協議をすることなく、データベースの範囲で許可を決定できるようになります。そのため、現在、各道路管理者の協力を得て、道路諸元の再確認や許可実績の活用などにより個別協議箇所の削減を進めています。これにより、データベースの範囲が拡がり、具体的な協議を省力化し、更に迅速に手続を実施していくことができます。こうしたことから、個別協議箇所の有無を確認して申請経路を作成するか否

かで、許可までの期間も変わります。

③確認制度の利用促進

確認制度は令和4年4月から運用を開始した制度で、最高限度を超える車両を通行させる予定のある者があらかじめその車両の登録を申請（道路法第47条の5）し、登録した車両の出発地と目的地等の情報や積載貨物重量の情報等を用いて、通行可能経路の有無の確認を求めることができます（道路法第47条の10）。確認の結果として示された通行可能経路や通行方法等に従って通行する場合には、最高限度を超えていても道路法第47条第2項の規定の適用を受けずに通行することができます。車両の登録や通行可能経路の確認はオンライン上でいつでも土日祝日を含めて即日行うことができます。確認制度も許可制度と同様に、行政書士の先生方による代理申請が可能です。

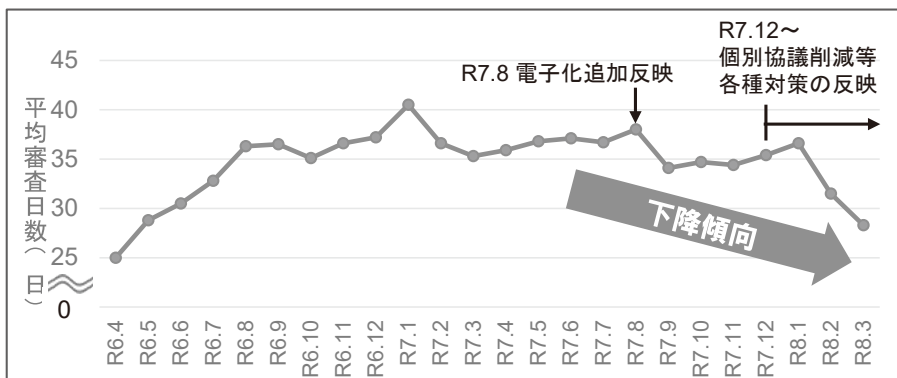


図4：平均審査日数 ※国が受け付けたものに限る

3 許可申請に関するお願い

重量や寸法が最高限度を超える大型車両の通行に際して、先述のとおり、許可までの期間の短縮に向けて取組を進めているところではありますが、申請に当たっては、速やかに手続が完了する、確認制度の利用を是非御検討ください。現在、確認制度利用のうち10%程度が行政書士の先生方による代理申請です。

一方、最高限度を大きく超える超重量車両や超寸法車両の通行で道路管理者による詳細審査が必要である場合など、確認制度を利用できず、許可制度を利用しなければならない場合もあります。その場合、行政書士の先生方に御協力をいただくことで、更に短縮を見込める取組もありますので御紹介します。

①包括申請の利用

特殊車両通行許可申請では、複数の車両に関して経路や通行期間などが同じである通行を予定している場合、一つの申請書でまとめて申請することができます(例えば、トラクタ10台の場合に10件の申請書ではなく、1件の申請書に10台のトラクタを含むようにする)。これにより、申請者にとっては複数の申請書を作成する手間がなくなるとともに、道路管理者にとっても審査や協議を一度で終えることができ、事務負担が軽減し、結果的に全体として許可までの期間の短縮につながります。

なお、車種が同じである場合に包括申請をすることは可能ですが、全ての車両に同一の通行条件が附されるため、できる限り大きさや重さが近い車両をまとめて申請することを推奨します。

②複数申請の是正

特殊車両通行許可申請は、国の他、都道府県や政令指定都市が管理する道路が申請経路に含まれる場合、これらの道路のいずれの道路管理者にも申請することができます。この仕組みを利用し、同じ内容で複数の窓口道路管理者にそれぞれ申請し、許可がなされた時点で許可不許可等の通知がなされていない道路管理者への申請の取り下げを行う方がいます。許可あるいは不許可がなされて

いない申請についても、並行して受け付けた道路管理者は申請内容の審査や協議といった作業を実施しており、協議を受けた道路管理者も、管理する道路に関する通行可否について審査を実施しています。複数申請は結果的に無駄な作業を発生させることになるので、全体効率を下げ、多くの道路管理者において許可までの期間の長期化を助長してしまいますので、複数申請は厳に控えてくださいますよう、御協力願います。

③管轄外申請の是正

国の他、都道府県や政令指定都市が管理する道路が申請経路に含まれる場合は、これらの道路のいずれの道路管理者に対しても申請することができます。国が管理している道路が含まれている場合は、どの国道事務所等にも申請できる仕組みになっています。しかしながら、申請経路を管轄しない道路管理者に対して申請する、いわゆる「管轄外申請」が行われるケースが見受けられます。例えば、三重県内の工場から愛知県の港へ車両を通行させたい場合に、三重県や愛知県の国道事務所ではなく、申請経路とは関係のない北海道や沖縄県の国道事務所等に申請するようなケースです。国土交通省は、従前から、申請経路に国が管理する道路が含まれる場合、申請経路の起終点等を管轄する国道事務所等に申請されるようお願いしています。当該経路の管轄外の道路管理者に対して申請されますと、担当者が馴染みのない道路に関して調査を実施する必要が出てくるため、管轄する国道事務所に比べて手続に時間を要することになり、許可までの期間の長期化につながります。そのため、管轄外申請も控えてくださいますよう、御協力願います。

④納車前申請

新たなトラクタ等を購入し事業に使う際に特殊車両通行許可申請が必要な場合、自動車検査証が交付される前でも、許可申請することは可能です。交付前に申請する場合は、メーカーカタログや車両四面図など審査に当たって車両諸元を確認できる資料を提出してください。申請後、受付した道路管理者が審査を開始しますので、自動車検査証が交付されましたら、申請先の道路管理者に自動車検査証の写しを提出することで円滑に許可証の

発行を受けることができます。

⑤申請経路に関するよくある事例

■許可制度の経路情報(binデータやtkszファイル)が古いままになっていませんか？

既存の申請・許可データを活用して新たに申請データを作成する場合、道路情報の更新により既存の交差点番号が変わることがあり、既存の許可経路と異なるルートを示すことがあります。必ず申請システム上で簡易算定を行って算定結果を確認してから提出してください(経路不連続や、道路上でのUターンとなる経路の申請となり、審査の結果、不許可となる事例が多くあります。)

新たな道路の開通や道路情報の電子化、個別協議箇所の削減の取組等で、他の道路管理者への個別協議が不要(以下「自動審査」という。)となる道路を更に増加させています。自動審査による審査日数の短縮や通行条件の改善が期待できるだけでなく、新しく通しやすい道路を通行できる可能性がありますので、申請の都度、申請経路を見直すことをお勧めします。

■申請経路上に「道路法適用外道路」がありませんか？

道路法適用外道路を経路に含めて申請しても、道路法に規定する道路ではないため、通行条件の算定ができません。また、申請経路上の道路法適用外道路は自動審査の対象から外れます。申請経路を御確認の上、あらかじめ「道路法適用外道路」を申請経路から除くことをお勧めします。

■申請経路上に交差点番号「999999」がありませんか？

申請経路の作成時、任意の箇所の交差点を設定する際に「999999」と交差点番号が附されている箇所は、道路情報の電子化がなされていない箇所として、当該道路管理者による個別審査の対象となります。申請経路上に交差点番号「999999」が含まれると、自動審査もできなくなります。予定している経路上に交差点番号「999999」がある場合は、申請経路に設定する必要性も含め、見直しをお勧めします。特に起終点が電子化済みの道路上にあるにもかかわらず「999999」と設定されている場

合には、起終点の設定の見直しをお願いします。

■申請経路上に「青色に表示される交差点(=収録道路上の未収録交差点)」がありませんか？

申請経路の作成時、折進をしない限り、同一スパン内の途中の交差点を通過地として設定する必要はありません。特に、経路作成システム上で「青色に表示される交差点」は、電子化されていない道路の交差点であり、この交差点を通過地に設定すると、個別審査の対象となります。

直進区間は本来審査不要ですが、折進交差点以外で「青色に表示される交差点」を選んでしまうと、自動審査の対象外になり、許可までの時間が長くなります。また、確認制度では「青色に表示される交差点」を起終点や経由地に設定できません(前後の収録交差点(黒色に表示される交差点)を選べば、確認制度を利用できます。)。申請経路を作成の際は御注意ください。

⑥よくある申請書の不備の事例

申請後、受付した道路管理者が審査を開始しますが、申請書に不備がある場合、修正依頼や追加書類の提出などをお願いすることがあります。不備への対応で許可までに時間をかけないようにするため、特車ポータルサイトに「わかりやすいオンライン申請マニュアル」や「よくある申請書の不備の事例」を掲載(下記 URL 参照)しています。事例を確認の上、申請書を作成されるよう、御協力願います。また、申請書作成後に、システム上で簡易算定を行うことで、通行不可、個別審査及び個別協議の情報を事前に確認することができますので、是非御活用ください。これらを行うか否かで、許可までの期間に差が出ます。

■特車ポータルサイト「わかりやすいオンライン申請マニュアル」

URL : https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/simpleOnlineManual_Ver202510.pdf

■「別冊1 よくある申請書の不備の事例」

URL : https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/volume1_simpleOnlineManual_Ver202203.pdf

4 確認制度

特殊車両通行に関する、申請・審査手続の簡素化を図ることなどを目的に、令和2年に道路法を改正し、確認制度を創設し、令和4年から運用を開始しました。確認制度を利用する場合には、車両にETC2.0車載器を搭載する必要があります。あらかじめ車両の登録をしている車両を事業等で使用する際に、出発地と目的地と積載貨物（貨物を積載しない場合は不要）の情報を入力すれば、国土交通省が整備しているデータベースを用いて、どの経路であれば通行可能なかを検索し、即日で回答を受けられます。許可制度では申請から許可（場合によっては不許可）まで手続に時間を要していますが、この確認制度では、車両の登録も通行可能経路の確認もオンライン上で即日に行うことができます。車両購入後、納車時にETC2.0車載器の搭載が完了していれば、車両登録等の手続を行い、すぐに通行が可能になります。申請依頼者に対してすぐに通行可否や通行経路を知らせる必要がある場合には確認制度の利用をお勧めします。

また、確認制度では、許可制度のように出発地と目的地の間の経路を具体的に設定する必要はなく、申請も簡単に行えるほか、複数の通行可能経路が示されますので、別途代替経路の申請をする手間もなくなります。通行したい道路が自然災害で通行禁止になった場合には迂回路の検索も即日行うことができ、非常に役に立ちます。加えて、同一都道府県内の大型車誘導区間や重要物流道路のうち全ての通行可能経路を示す検索方法（都道府県検索）も用意しており、同一都道府県で複数の経路を通行する予定がある場合には、車両登録の手数料を含めても、許可制度を利用するより安価になることがあります。さらに、出発地と目的地の間に、国が管理している道路が含まれていなくても、確認制度を利用することができます（都道府県道や市町村道のみの場合も重要物流道路や大型車誘導区間の道路が含まれていれば利用可能です。）。

令和4年の運用開始時に確認制度の利用を検討したが、データベース化された道路では十分な通行可能経路が示されなかったという経験をされた方もいるかもしれません。このデータベースは、現在では運用開始時と比較して約5万km延長し

ているとともに、先述のとおり、データベース上の個別協議箇所の削減も進めており、確認制度を利用できる道路は大幅に増えています。データベースの整備（道路情報の電子化）状況は公開していますので、確認制度の利用の検討に当たり、通行可否を見極めるためにも、下記URLを参照してください。

■「道路情報便覧の収録道路の状況」

URL：https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/road_history_map/index.html

■「通行可能経路事前確認マップ」

URL：https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/passable_route_map/index.html

確認制度は許可制度と同様に、道路法に規定する道路に車両を通行させる場合に必要となる手続です。そのため、道路法適用外道路に係る通行可否の審査は行っていません。出発地あるいは目的地最寄りの道路法に規定する道路の交差点を起点あるいは終点に設定して、通行可能経路を検索してください。

5 おわりに

我が国の道路は社会経済活動を支える基礎的な施設として、これからも適切なメンテナンスを行いながら継続的に利用されていくこととなります。そのため、行政書士の先生方には、是非、特殊車両通行制度の手続を通じて、事業者による社会経済活動の活性化の一助となる一方で、道路構造の保全、交通の危険の防止といった本制度の目的の達成に重要な役割を担っていただければと考えています。引き続き御協力お願い申し上げます。

令和8年春の叙勲 手塚理恵会員が旭日双光章を受章

令和8年4月29日(水)、春の叙勲が発令され、「行政書士功労」として手塚理恵会員(栃木会)に対し、旭日双光章が授与されました。

令和8年5月19日(火)、東京プリンスホテル(東京都港区)において、総務省主催による「令和8年春の叙勲伝達式」が行われ、手塚会員に叙勲が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、同ホテルにおいて日行連主催の記念品贈呈式を行いました。宮本日行連会長から祝辞が述べられた後に記念品が贈呈され、手塚会員から謝辞が述べられました。

叙勲は、永年にわたり業務に精励し、衆民の模範である者に授与されるもので、行政書士としての叙勲受章者は、昭和46年春に始まり、今回の手塚会員の受章によって、118名となりました(旭日中綬章4名、旭日小綬章6名、旭日双光章22名、勲四等瑞宝章1名、勲五等双光旭日章37名、勲五等瑞宝章48名)。

受章者プロフィール

(敬称略・令和8年4月29日現在)



てつか りえ
手塚 理恵

(70歳) [栃木会]

開業 平成5年6月1日

業務歴 32年11か月

【役員歴】

栃木会	理事	平成9年5月～平成21年5月…12年
	副会長	平成21年5月～平成27年5月…6年
	理事	平成27年5月～令和3年5月…6年
	副会長	令和3年5月～現在…4年11か月
		計 28年11か月

通算役員歴(重複を除く) 計 28年11か月

令和8年春の褒章

長谷川 憲二・尾池 勢一・和田 英幸・野田 悦子・大野 研一・
村本 静江・山根 喜友・入江 洋行・堀 康代・鎌田 敬
各会員が黄綬褒章を受章

令和8年4月29日(水)、春の褒章が発令され、「行政書士業務精励功績」として長谷川憲二(山形会)・尾池勢一(群馬会)・和田英幸(長野会)・野田悦子(愛知会)・大野研一(兵庫会)・村本静江(島根会)・山根喜友(山口会)・入江洋行(徳島会)・堀康代(大分会)・鎌田敬(鹿児島会)各会員に対し、黄綬褒章が授与されました。


令和8年5月14日(木)、ホテルニューオータニ東京(東京都千代田区紀尾井町)において、総務省主催による「令和8年春の褒章伝達式」が行われ、出席された尾池・和田・野田・大野・村本・山根・入江・堀・鎌田各会員に黄綬褒章が伝達された後、皇居にて拝謁に臨みました。

その後、同ホテルにおいて日行連主催の記念品贈呈式を行いました。宮本日行連会長から祝辞が述べられた後に各受章者に記念品が贈呈され、各受章者から謝辞が述べられました。

黄綬褒章は、業務に精励し、衆民の模範である者に授与されるもので、行政書士の受章者は、昭和55年秋以降270名となりました。

受章者プロフィール

(敬称略・令和8年4月29日現在)




は せ が わ けんじ
長谷川 憲二
(69歳) [山形会]

開業 昭和61年3月27日
業務歴 40年1か月

【役員歴】
山形会 理事(平成13年5月～平成23年5月)…10年
副会長(平成23年5月～平成29年5月)…6年
計 16年

【通算役員歴】(重複を除く)計 16年




お い け せいいち
尾池 勢一
(78歳) [群馬会]

開業 昭和63年5月16日
業務歴 37年11か月

【役員歴】
群馬会 理事(平成25年5月～令和元年5月)…6年
副会長(令和元年5月～令和5年5月)…4年
理事(令和5年5月～現在)…2年11か月
計 12年11か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 12年11か月



わ だ ひでゆき
和田 英幸
(68歳) [長野会]

開業 平成元年6月1日
業務歴 36年11か月

【役員歴】
長野会 理事(平成19年5月～平成29年5月)…10年
理事(令和元年5月～令和5年5月)…4年
会長(令和5年5月～現在)…2年11か月
計 16年11か月
日行連 理事(令和5年6月～現在)…2年10か月
計 2年10か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 16年11か月




の だ えつこ
野田 悦子
(75歳) [愛知会]

開業 平成6年5月2日
業務歴 32年

【役員歴】
愛知会 理事(平成19年5月～平成29年5月)…10年
副会長(平成29年5月～令和元年5月)…2年
計 12年

【通算役員歴】(重複を除く)計 12年




おおの けんいち
大野 研一
(61歳) [兵庫会]

開業 平成5年5月1日
業務歴 33年

【役員歴】
兵庫会 理事(平成11年5月～平成25年5月)…14年
副会長(平成27年5月～令和5年5月)…8年
理事(令和5年5月～現在)…2年11か月
計 24年11か月

【通算役員歴】(重複を除く)計 24年11か月




むらもと しずえ
村本 静江
(73歳) [島根会]

開業 平成8年2月1日
業務歴 30年3か月

【役員歴】
島根会 理事(平成17年5月～平成21年5月)…4年
理事(平成23年5月～平成27年5月)…4年
副会長(令和元年5月～令和7年5月)…6年
計 14年

【通算役員歴】(重複を除く)計 14年




やまね よしとも
山根 喜友
(92歳) [山口会]

開業 平成7年5月1日
業務歴 31年

【役員歴】
山口会 理事(平成11年5月～平成15年5月)…4年
副会長(平成15年6月～平成21年5月)…6年
計 10年

【通算役員歴】(重複を除く)計 10年



いりえ ひろゆき
入江 洋行
(71歳) [徳島会]

開業 昭和63年9月21日
業務歴 37年7か月

【役員歴】
徳島会 理事(平成13年5月～平成21年5月)…8年
副会長(平成21年5月～平成23年5月)…2年
計 10年

【通算役員歴】(重複を除く)計 10年




ほり やすよ
堀 康代
(71歳) [大分会]

開業 平成4年8月1日
業務歴 33年9か月

【役員歴】
大分会 理事(平成11年5月～平成13年5月)…2年
副会長(平成13年5月～平成16年5月)…3年
副会長(平成17年5月～平成21年5月)…4年
副会長(平成29年5月～令和3年5月)…4年
理事(令和3年5月～令和5年5月)…2年
計 15年

【通算役員歴】(重複を除く)計 15年



かまた けい
鎌田 敬
(73歳) [鹿児島会]

開業 昭和55年8月29日
業務歴 45年8か月

【役員歴】
鹿児島会 理事(平成9年5月～平成13年5月)…4年
副会長(平成15年5月～平成17年5月)…2年
会長(平成20年4月～平成29年5月)…9年1か月
計 15年1か月
日行連 理事(平成19年6月～平成29年6月)…10年
計 10年

【通算役員歴】(重複を除く)計 15年11か月



中道改革連合「行政書士議員懇話会設立総会」に参加

開催日 令和8年5月14日(木)

出席者 〈日行連〉宮本会長、原田・平岡・岩崎・竹田・西村各副会長、
関口専務理事、古川・宮元・櫻田・奥村・大塚各常任理事
〈日政連〉常任会長、菅・黒田両副会長、
徳山・速水両副幹事長、田畑・宮脇両常任幹事



先日、中道改革連合の「行政書士議員懇話会設立総会」が衆議院第一議員会館において開催され、日行連及び日政連から関係役員が出席しました。

冒頭、赤羽一嘉議員から御挨拶があり、本年1月1日に施行された改正行政書士法の早期定着に向けた取組を推進していきたい旨の御言葉をいただきました。続いて、宮本会長、常任日政連会長からそれぞれ御挨拶を申し上げ、改正行政書士法施行後の取組等について御報告しました。

次に、発起人の赤羽一嘉議員及び落合貴之議員から「中道改革連合行政書士議員懇話会」の設立趣旨等が説明された後、その設立が承認され、議員懇話会の会長には赤羽一嘉議員、幹事長には落合貴之議員が選任されました。

その後の意見交換では、議員懇話会の具体的な活動方針や大規模災害時の被災者支援等について質疑応答が行われました。

限られた時間ではありましたが、多数の中道改革連合の国会議員の皆様にご出席いただき、大変有意義な会合となりました。

新藤自民党外国人政策本部長を表敬訪問

訪問日 令和8年5月12日(火)

出席者 〈日行連〉宮本会長、竹田副会長、
櫻田国際・企業経営業務部長、
本間申請取次行政書士管理委員会委員長、木村理事
〈日政連〉常任会長、菅副会長



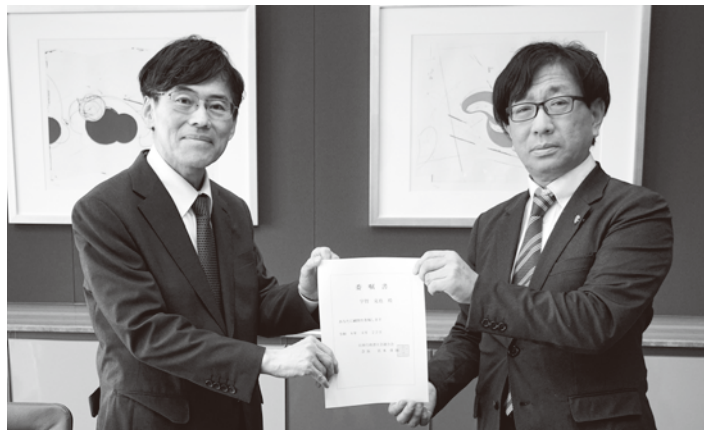
先日、自由民主党の新藤義孝外国人政策本部長を表敬訪問しました。

はじめに、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げますとともに、改めて行政書士法の一部を改正する法律の成立について御報告しました。続けて、入管行政に関するこれまでの取組状況や我が国の外国人政策の課題に対する今後の取組方針について御説明しました。新藤外国人政策本部長からは、入管行政に関する国の施策と進捗状況についての御説明と引き続き行政書士の知見を生かして、入管行政を円滑に進めてほしい旨の御言葉をいただきました。

公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

宇賀克也東京大学名誉教授を顧問に委嘱

日行連会則第80条第3項の規定に基づき、宇賀克也東京大学名誉教授・弁護士（前最高裁判所判事）に顧問を委嘱することが、令和8年4月22日に開催された理事会で承認され、同年5月8日に宮本会長から委嘱書を手交いたしました。なお、顧問の委嘱期間は宮本会長の任期と同一の令和9年度定時総会終結時までです。



宇賀 克也（ウガ カツヤ）

（略歴）

昭和53年東京大学法学部卒業。その後、同大学助手、助教授を経て、平成6年から平成31年にかけて東京大学大学院法学政治学研究科教授。平成31年から令和7年にかけて最高裁判所判事。

現在、東京大学名誉教授、博士（法学）、長島・大野・常松法律事務所顧問。

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」>記事>「災害復興支援員」の募集について
<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



日韓行政書士・行政士制度の更なる発展と友好の 深化を目指して

<韓国対応プロジェクトチーム>

— 大韓行政士会公式訪日団を招聘しての政策交流報告 —

1. はじめに

去る令和8年3月10日から12日までの3日間、本会へ大韓民国の行政士の法定専門団体である大韓行政士会の公式訪日団が訪れました。ユン・スンギュ会長を団長とする総勢19名の訪日団は、日本の行政書士制度に関する調査研究及び本会との親善交流を目的として来日しました。大韓行政士会が本会を公式に訪問するのは初めてであり、両国の行政書士・行政士が一堂に会して研究報告、意見交換等を開催するのは、今回が初の試みとなりました。



ユン・スンギュ会長



宮本重則会長

2. 歓迎レセプションと日本の行政書士制度への理解

初日の3月10日、第一ホテル東京において歓迎レセプションが執り行われました。宮本重則会長は、全国約5万4千人の行政書士を代表して心からの歓迎を表明し、日韓国交正常化60周年という節目に触れつつ、「両会が知見と経験を共有し、互いの強みを生かしながら協力の幅を広げていくことが、両制度の更なる発展につながる」と、未来志向の提言を行いました。これに応え、ユン・ス



歓迎レセプションの様子



竹田勲副会長



常住豊名誉会長

ンギュ会長からは、日本の行政書士制度を深く学び、大韓民国国内の制度発展と国民サービスの改善につなげたいとの意欲が示されました。続いて、竹田勲副会長による「日本の行政書士制度について」及び常住豊名誉会長による「令和7年行政書士法改正について」の講演が行われ、日本の最新の法制度の動向について熱心な質疑応答が交わされました。

3. 「2026 日韓行政書士・行政士制度比較発展シンポジウム」の開催

2日目の3月11日には、虎ノ門タワーズオフィスにおいて「2026 日韓行政書士・行政士制度比較発展シンポジウム」が開催されました。本シンポジウムでは、両国の行政手続実務家らが次の四つの主要な研究課題を中心に、深い意見交換が行われました。

- ・大韓民国行政士の歴史と飛躍への道：制度の成り立ちと発展過程の共有
- ・公益活動及び広報体系：日本の行政書士の社会貢献活動及び制度の周知に係る取組に関する調査報告
- ・AI時代における政策形成参画構造：デジタル転換期における行政書士・行政士の役割の比較研究
- ・業務領域の保護及び専門性管理体系：国家資格としての地位確立と倫理強化に向けた議論

シンポジウムの中でユン・スングユ会長は、両国が直面する「デジタル行政への転換」、「超高齢化社会」、「地域消滅」といった共通の課題に対し、議会・行政との政策交流を通じて国民中心の行政サービスモデルを共同で発展させる重要性を強調されました。



シンポジウムの様子



意見交換会の様子

4. 行政関係機関への訪問と広範な交流

滞在中、訪日団は本会のみならず、総務省、デジタル庁、国会（参議院）などを精力的に訪問し、総務省では行政相談制度について、デジタル庁では日本のデジタル行政推進政策について、参議院では日本における立法過程について、それぞれ担当官から説明を受け、実務的な知見を深められました。



総務省から説明を受けている様子



デジタル庁から説明を受けている様子



東京開業ワンストップセンターから説明を受けている様子

5. 国内における公益活動の最新動向（島根県大田市における三者協定）

今回の交流で大韓民国側が強い関心を示した「公益活動」の一例として、国内では新たな進展がありました。東日本大震災から15年を迎えた本年3月11日、島根県行政書士会は、総務省島根行政監視行政相談センター及び島根県大田市と、災害時の一元的な対応を目的とした連携協定を締結しました。これは、県レベルの行政書士会、国の行政相談窓口、自治体の三者が連携する全国初の事例であり、被災者への「り災証明書」申請支援などを無料で行う実効性の高い取組です。

こうした本会及び単位会における草の根の公益活動の成果は、シンポジウムの場でも好例として共有されました。

6. 結びに代えて

今回の研究報告、意見交換等を行うに当たり、本会は日本行政書士政治連盟の協力も得ながら行政書士制度調査室、デジタル推進本部、事務局を中心にプロジェクトチームを組織して、広範かつ詳細な情報整理と各方面への調整に努めました。それにより3日間にわたる交流は、単なる親睦を超え、両国の行政書士・行政士制度を理論と実務の両面から照らし合わせる極めて有意義な機会となりました。

ユン・スンギョ会長からは、本会に対する大韓民国への返礼訪問の要請もなされており、両会の協力体制は今後、出入国管理業務や地域問題、社会問題の解決といった具体的な分野での共同研究へと発展させることも可能だと考えます。本会といたしましても、大韓行政士会との固い絆を礎に、隣国であり良きパートナーである大韓民国の行政士の皆様と共に、また、これを契機とした他の諸外国における類似制度との比較法学的検証を通じて国民の権利利益の実現に一層尽力してまいり所存です。

特別倫理研修

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませよう願いたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



令和8年度(令和8年9月～令和9年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	9月4日(金) ～9月14日(月)	6月下旬	7月17日(金) ～7月24日(金)	10月7日(水)	-
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください(例:令和8年4月1日に登録⇒令和8年7月31日まで)。

【参考】次回期限(2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例:令和8年4月1日に修了した場合⇒令和14年3月31日)

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ(<https://www.gyosei.or.jp/>)にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード(初回ログイン時には申込みが必要)を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講(3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける(詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<<一般倫理研修マニュアル>>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」
 日本行政書士会連合会ホームページ(お知らせ)
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

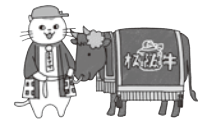
Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

三重県

行政書士会

J グランツ体験会・G ビズポータル説明会



令和8年3月23日にデジタル庁の御協力の下、「J グランツ体験会・G ビズポータル説明会」を津ビル3階会議室において開催しました。当日は、川崎ひでとデジタル大臣政務官及びデジタル庁職員を招聘し、会員41名が参加しました。冒頭、川崎大臣政務官並びに若林三知三重会会長による挨拶があり、その後、第一部として、J グランツ代理申請体験会を実施しました。参加者は持ち込んだPCを実際にネットにつなぎ、行政書士役と事業者役に分かれて、G ビズID上での委任手続からJ グランツによる申請までの一連の流れを実践的に体験しました。

続く第二部では、森寛敬デジタル庁参事官(当時)からG ビズポータルの機能について詳細な説明が行われ、併せて実際の画面を用いた操作デモも実施されました。

本研修は、行政書士法改正によりデジタル社会への対応や情報通信技術の活用が職責として明確化されたことを踏まえ実施したものであり、デジタル手続への理解を深める有意義な機会となりました。今後も当会では、行政書士のデジタル対応力向上を目的とした研修を継続していく予定です。



宮崎県

行政書士会

宮崎市との「終活に係る業務の支援に関する協定」の締結について



令和8年3月27日に、宮崎市役所にて「終活に係る業務の支援に関する協定」の締結式が行われました。宮崎県は、全国的に見ても超高齢社会が進んでおり、令和7年は宮崎市の65歳以上の高齢化率は30%程度となっています。また、家族形態にも変化が見られ、単身の高齢世帯、いわゆる「おひとりさま」が増加しています。現代社会においては、疾病や介護、孤立など将来への不安や悩みを抱えている高齢者が多く見受けられます。こうした背景から、本協定は、市民の終活に対する理解促進及び将来への不安の解消を目的として締結されました。

まずは、月1回(第2水曜日)、完全予約制による対面での相談窓口の運用が開始されます。相談料は無料となっており、全ての市民が利用可能です。行政書士として、遺言・相続・成年後見などの制度に精通するだけでなく、相談者の気持ちに寄り添い、適切な支援先を案内できるようネットワークを広げていくことが求められます。

当会では、現行の相談業務従事者向け研修等を継続的に実施し、必要とされる専門的スキルの習得と向上を目指します。この体制の強化により、相談者に十分な安心感を提供し、多様な懸念事項について法的側面から支援及び助言を行うことが可能となります。今後も行政と連携しながら、終活に関する悩みや不安を抱える方々が気軽に相談できる環境を整え、持続可能な高齢者支援の仕組みづくりに取り組んでまいります。



奈良県

行政書士会

近畿地方協議会防災啓発イベントレポート



令和8年3月18日、奈良市西部会館（学園前ホール・西部公民館）において、日本行政書士会連合会近畿地方協議会として初めての防災啓発イベント「災害に備えて行政書士が担うべきこと～防災及び被災者支援・復興の伴走者として～」が開催されました。

冒頭のレセプションでは市民生活協同組合ならコープ様の御協力の下、災害への備えや罹災後の生活手段の確保等、防災意識の向上を目的として、非常食の試食体験を実施しました。

一口に非常食といっても、現在ではその種類はとても豊富であり、今回は「携帯おにぎり」、「たまごスープ」、「えいようかん」が提供されましたが、参加者から「とてもおいしい!」といった声が聞かれました。

また、試食会と同時に開催された、ならコープ担当者によるミニセミナーでは、日常的に食品を消費しながら備蓄を循環させる「ローリングストック」の重要性について学び、平時からの備えの必要性を再認識する好機となりました。

続いて行われた第1部の基調講演では「能登半島地震の現場の実情と行政書士及び行政書士会の役割」をテーマに、石川会会長の向井隆郎氏に御講演いただきました。

令和6年に発生した能登半島地震では、発災直後から多様な相談支援・申請支援・現地派遣を実施され、行政書士の専門性をいかして被災者の生活再建及び事業者の再建支援に寄与するとともに、石川県及び県内自治体、士業団体協議会、社会福祉協議会等と連携した幅広い支援活動が展開されました。刻々と変化する被災地の情勢に対し、会長トップダウンの下、臨機応変に対応されてきた実態について、貴重なお話を伺うことができました。

その後、各単体会の災害対策担当者によるフォーラムが開催され、向井石川会会長をコメンテーターに、稲本太一近畿地方協議会会長をファシリテーターとして迎え、近畿二府四県の各単体会災害担当者がそれぞれの取組の状況を報告しました。これを踏まえ、大規模災害の現場で直面した課題や現場の実情を共有するとともに、行政書士会が平時から備えるべき体制や今後の防災啓発の方向性について、活発な議論が交わされました。

また、本フォーラムでは、広域連携の枠組み強化の必要性について議論がなされ、近畿地方協議会として今後、具体的な災害対応体制の構築を進めていく方針が共有されました。

第2部では三つの分科会に分かれ、参加者はそれぞれの希望に応じて参加しました。

テーマAでは、「罹災証明の申請について～石川能登半島地震の支援活動を振り返って」をテーマに、奈良市総務部市民税課及び資産税課の職員を講師に迎え、行政実務の視点から罹災証明に関する講義が行われました。講義では、罹災証明の判断基準や運用、調査体制の実際など、行政庁が災害対応の最前線で直面する課題について具体的な説明がなされ、罹災証明書の迅速かつ適正な発行が被災者の生活再建に直結することが改めて示されました。さらに、大規模災害時において、行政書士が行政庁と連携し、罹災証明書の発行申請支援や発行事務の補助に関わることの重要性についても再認識する機会となりました。

テーマBでは、「事業継続計画（BCP）策定支援について」をテーマに、兵庫会会員の大橋忠司氏を講師に迎え、事業継続力強化計画及びBCP作成支援に関する実務的な講義が行われ、行政書士としての関わり方について分かりやすく解説していただきました。

テーマCでは、「発災後の迅速な生活再建支援の実践について」をテーマに、石川会会員の今井邦彦氏を講師に迎え、能登半島地震の経験を踏まえた具体的な実務について御紹介いただきました。罹災直後の混乱の中で行政書士がどのような支援に関わり、どのような課題に向き合ってきたのかについて説明していただき、災害現場における行政書士の役割の大きさを改めて実感する内容となりました。

今後、災害発生時における行政書士の役割は、更に多様化・高度化し、その専門性が求められる場面は一層増加していくものと考えられます。今回のイベントを契機として、行政書士会及び行政書士が果たすべき社会的役割の共有が進むとともに、関係団体との連携を前提とした防災意識の向上や実践的な取組の重要性が、今後更に広く浸透していくことが期待されます。



京都府
行政書士会

ADR「京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター」 カザフスタン共和国国際人権センター視察団との意見交換会を開催



令和8年4月9日、京都会が擁するADR機関「京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター」（以下「当センター」という。）は、カザフスタン共和国の公的協会「国際人権センター」（Republican Public Association “International Human Rights Center”）の視察団27名（最高裁判事、各州判事、公証人、弁護士、私的執行官等）を京都府行政書士会館にお迎えし、意見交換会を開催しました。

当センターからは、当会の太田会長、岡智子センター長、当センターの設立に尽力した姫田初代センター長を始め、当会の担当役員や調停委員候補者、更に京都弁護士会からも当センターの運営委員の弁護士3名を含む計16名が参加しました。

在留資格のうち「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」については、身分関係の確定が前提となります。離婚・別居・DVなどの家事紛争が生じると、在留資格の喪失や変更が必要となる場合があります。また、国際家事紛争の解決には国際裁判管轄の判断や国際私法による準拠法の特定など高度な専門性も求められます。一方、家庭裁判所による調停手続では、在留期限との兼ね合いや、DV避難中でも原則として相手方の住所が管轄となるなど、外国人にとって負担が大きいという課題がかねてより指摘されていたことから、当会は京都弁護士会の協力を得て、平成22年に当センターを設立しました。以後、法務省認証ADRとして15年以上にわたり地道に運営してきた取組が注目され、今般の視察申入れにつながりました。

太田会長、岡センター長、カザクエヴァ・サウレ視察団代表（アルマトイ市公証人会 公証人）双方による挨拶の後、姫田初代センター長から当センターの設立の経緯や特徴、取組について説明しました。視察団は強い関心を示され、その後の質疑応答では、調停手続の流れ、親権の決定方法、私的執行官の活用等について、予定時間を大幅に超えて活発な議論を交わしました。

今回の交流は、両国の制度の違いや共通点を確認し合う貴重な機会となり、国際家事紛争解決における新たな視点を得る大変有意義な場となりました。

当会は、当センターがこれからも外国人の家事紛争解決支援を通じて、人権を擁護するとともに、外国人との秩序ある共生社会の実現に貢献できるように、家事紛争の国際化に対応し得る専門家集団として一層精進を重ね、取組を進めてまいります。



視察団から贈呈された交流の記念品



カザフスタン共和国最高裁判所
オマルベコワ・マデニエト判事と

愛知県

行政書士会

行政書士制度創設 75 周年記念講演会を開催



愛知会では行政書士制度創設 75 周年を記念し、令和 8 年 4 月 28 日、ミッドランドホール（名古屋市）にて記念講演会を開催いたしました。講師には感性アナリストの黒川伊保子氏を迎え、「AI との付き合い方 新たなビジネスセンスを手に入れる ～75 周年から未来へ、AI 共生時代へのキックオフ!～」と題し、AI 共生時代における専門職の在り方について御講演いただきました。

黒川氏は、生成 AI を「答えを見繕うマシン」、「言葉のモンスター」と定義されました。その上で、AI に対する姿勢を「勝たない、媚びない、平気であれ」という三原則で示されました。多くの事務作業が取って代わられる今、人間に求められるのは「対話力」と「発想力」です。特に、効率のみを追求する AI には不可能な「失敗」や「無駄」こそが、人間特有の「納得」や「信頼」を生む源泉であることを強調されました。

また、実務に直結するコミュニケーション術として、「褒めるより、認める」ことの重要性を提唱されました。成果という結果のみを評価するのは「無関心」の表れであり、プロセスや各論を認める「共感型対話」こそが、依頼者との真の絆を築く鍵となります。

「私たちは答えを見繕うマシンではない」——この力強い言葉は、AI を道具として使いこなしつつ、最終的な「意思決定」を担う人間としての矜持を再確認させてくれました。制度創設 75 周年という節目に、感性と共感を武器に未来へ舵を切る、非常に意義深いキックオフとなりました。



行政書士制度 PR パンフレットの御案内



日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、平成 25 年度に作成した「行政書士制度 PR パンフレット」の内容に、平成 26 年度に創設された特定行政書士制度、令和 8 年 1 月 1 日から施行された行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）の内容等を反映した令和 7 年度版を作成いたしました。

本パンフレットは、平成 25 年度版の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を最優先とし、各単体会及び会員の皆様が印刷して無償で御利用いただけるよう、会員専用サイト「連 con」に印刷データを掲載いたしましたので、是非とも御活用ください（製本の購入を希望される場合には、株式会社全行団に御相談ください）。

なお、印刷データの単体会及び会員以外の利用並びに二次利用は、原則として認めませんので、御留意ください。

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





本会ホームページの行政書士会員検索への「主な取扱い業務」の登録についての御案内

会員専用サイト「連con」では、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」を任意で登録することができます。一般の方が行政書士を探す際の助けとなる大変便利な機能です。

行政書士会員であれば、どなたでも連conの「マイページ」の編集画面内にある「主な取扱い業務」から御登録いただけます。その登録方法及び掲載場所について、次のとおり御案内いたします。

※連conにログインするには利用登録が必要です。

登録方法（連con）

<https://www.gyosei.or.jp/user/login>

①ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

③「主な取扱い業務」に表示される項目のうち、取り扱いが可能なものにチェックを入れる。

②「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

④「保存」をクリックする。

掲載場所（ホームページ）

①「行政書士を探す」をクリックする。

②検索項目のいずれかを入力（完全一致）し「利用上の注意」を確認し「検索」をクリックする。

登録後はここに表示されます。



秋桜日記

～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味のなかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

主な登場人物

中島 涼介 (32歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業5年目の行政書士

特定行政書士となり、その資格の可能性を通常業務においても実感している。そろそろ人生の節目を迎えそうな予感が…。

山田 賢人 (56歳) ベテランの行政書士

関東の県庁所在地で開業している。特定行政書士制度がスタートした当初から、特定行政書士の将来性について熱い思いを抱いてきた。若手はもちろん、ベテランに対しても、その熱い思いを語ってきた熱血先生である。

山田 麻衣 (27歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

会自体も少なくてね。他県の行政書士会の研修会を探しては参加したもんだよ。特に、今では当たり前になっている相続業務なんかは、そもそも行政書士業務じゃない、なんてことを先輩行政書士が広言していたくらいだからね。」

懐かしそうに語る山田先生の言葉に、中島は驚いた。

「えー、そうなんですか。今では、遺産分割協議書の作成や、金融機関での手続を含めた相続手続は行政書士の定番業務じゃないですか。」

「そうなんだよ。だけど昔は、といっても20年ちょっと前まではね、相続といえば司法書士さん、争いがあれば弁護士さん、相続税は税理士さん、行政書士さんの出番はない。なんて時代だったよ。」

「そうなのよね。私もびっくりしちゃった。もちろん、登記申請とか税務申告みたいに他士業法で独占になっている分野は行政書士の業務範囲外だけど、それ以外は業務だっていることが理解されていなかったのかしら。」

山田先生の湯飲みにお茶を注ぎながら麻衣先生が呟いた。麻衣先生が開けた新しいお煎餅を取りながら山田先生が続けた。

「行政書士法が改正になって、契約書等の書類を代理人として作成できるという文言が明記されたときにも、いろいろと混乱したもんだよ。法律行為の代理人となることは弁護士法に抵触するから、結局行政書士は代理人にはなれない、なんていうことを行政書士会の研修会で先輩行政書士が発言していた時代もあったよ。それに、官公署への申請書類にも委任状を添付して、申請書には代理人として記名押印するのは行政書士でいいんだってということすら、受け入れられない人もいたりしてね。」

「そうらしいわね。結局、自分たちの業務を自分たちで狭めているっていうことに、気づかなかったのかしらね。」

ムスツとしながら麻衣が言う。

「確かに、今となっては懐かしい笑い話だよ。でも、業界全体でみれば、まだまだ改正行政書士法が浸透しているとはいえない状況が続いているような気もするよ。現に、特定行政書士制度がスタートして、更に今年の1月から改正法が施行されているけれど、まだまだ特定行政書士の人数も少ないしね。」

自分が所属している業界の歴史について、先輩から聞くことはとても有り難いことだ。中島や同期の若い行政書士にとっては当たり前だとされている業務も、多くの先輩方の努力で勝ち取ってきたものだということ、自分も含めて若手

第二十九話：～ついに来た～

夕方の山田事務所では、中島の師匠である山田先生、その娘であり山田事務所の副所長でもある麻衣先生が、仕事上がりにひとときの休憩をしていた。

「それにしても、山田先生の事務所は、いつも依頼が絶えませんね。業務の内容としては、どんな業種の依頼が多いんですか？」

登録当初から山田事務所に通っては指導を仰いでいた中島であったが、山田事務所の業務内容の詳細についてはよく理解していなかった。弁護士とは異なり、行政書士は試験合格後に研修が義務付けられているわけではない。行政書士業務を理解するためには、行政書士会が開催する業務研修会に参加するか、個人的に先輩行政書士に教えてもらいながら実力を付けるしかない。登録したばかりの頃の中島も、行政書士会の業務研修会に参加することはもちろん、資格試験予備校が主催する実務講習にも足を運んでいた。

しかし、一通りの申請業務については理解できたものの、顧客の獲得方法はもちろん、実際の受任までの業務の流れといった基本的なことは研修では教えてもらえなかった。結局、資格者とはいえ基本的には自営業者である以上、その辺りは自己責任ということなのだ。

「そうそう、私が登録して開業したての頃なんかは、研修

はもっと知る必要がある。そして、それを守り発展させなければいけない。そんな使命感のような熱い感情が中島の胸を満たしていた。

「申請取次制度だってそうよね。外国人の入国管理制度に直接関わる土業は、なんといっても行政書士が一番なんだから。もちろん、最近じゃ弁護士さんも多いけど、やっぱり、この分野は行政書士が一番よ。」

麻衣が誇らしげに言うと、山田先生もお茶をすすりながら頷いた。

外国人が日本で生活し、仕事をするためには、それぞれの活動に合った在留資格を取得している必要がある。その手続の窓口は、各地にある地方出入国在留管理局だ。各手続に際しては、外国人本人が自ら出頭するのが原則であるものの、本人に代わって窓口での申請を取り次ぐ専門職がいれば、窓口業務もスムーズになるし、何よりも複雑な入管関連法に基づく手続を強いられる外国人にとっても便利である。そういう需要から生まれたのが、申請取次行政書士の制度である。

「でも、行政書士の中でも申請取次を業務としている人は、意外と少ないんだよ。中島君の同期の若手の人たちは、どんな感じだい？」

山田先生から聞かれて、中島は少し考えた。中島は同期の行政書士たちと、定期的な情報交換会を開いていた。情報交換会という名目の飲み会といったほうが適切かもしれないが、それでも、定期的にも実務家として活躍している仲間話を聞くことは、とても刺激になっていた。つい先週もその会があったばかりだ。中島はそのときのことをふと思い出した。

いつもの駅近の居酒屋に、10名ほどの若手行政書士が集まっていた。

「最近はどうな業務が多い？」

「そうだな。最近は建設業者さんからの依頼で、更新手続と業種追加をやったよ。」

「僕は、産業廃棄物の収集運搬業の許可をとったよ。」

「私は、初めて経営事項審査をやったけど、すっごく面倒で何度も補正指示がきて嫌になっちゃった。」

そんな会話があちこちで交わされていた。

「そういえば、ビザの申請は誰かやったことある？」

ふいに中島が問かけると、一瞬、場が静まり返った。

「申請取次行政書士の研修を受講してから届出は行ったよ。」

仲間の中でも一番の年長者がそう答えた。

「ただ、まだ実際に依頼は受けていないし、これからもあまり積極的にはやらないかも。」

そんな話にも、大半の仲間がうなずいた。

行政書士としての業務を広く展開しようと意気込んでいたはずの仲間たちから思いがけず消極的な反応が返ってきたことに、中島は正直なところ驚きを覚えた。

そのときは、すぐにほかの話題に移ってしまい、中島も気に留めなかった。

しばらくして、ほどよくアルコールも進んだ頃、中島は特定行政書士についても話題を振ってみた。

「皆、行政不服申立て案件は、もう受任した？」

にぎやかだった店内の空気が、その一言で再び静まり返った。

「あれ、皆、特定行政書士の研修を受講したよね。」

気まずい空気の中、中島は続けて問いかけた。

「ああ、確かに研修は受けたけど、多分仕事にはならないんじゃないかなあ。」

「僕はそもそも特定行政書士の必要性をあまり感じていないんだ。今のところね。」

そんな会話がいったところで料理が運ばれてきて、会話がそれ以上広がることはなかった。

そんな場面を思い返しながらか、中島は少し迷ったものの、山田先生に正直に話してみた。

「まあ、そんなものだろうと思っていたよ。実際のところ、登録したばかりの頃は無我夢中で、目の前の仕事をこなすことで精いっぱいだしね。」

「そうなんです。皆、行政書士だけで生活していけるのか不安を抱えている人もいて、他の資格の勉強をしているっていう人もいたりして。」

「おいおい、何も中島君が悲しむ必要はないよ。人には人の考えがあるし、正解なんてないんだから。」

「そうよ。でも、少なくとも私たちは行政書士一本でなんとか生活できているじゃない。」

「私の同期でね、若い頃に音楽活動をしていて、今でも音楽を愛している行政書士がいるんだけど、彼は行政書士だけで事務所を構えて、子供も三人育てて、行政書士会の会長まで務めたんだ。私も彼に負けないように頑張ってきたつもりだけどね。そういう仲間の存在は、大きな支えになるよ。だから、いろいろな意見があってもいいんだ。いろいろな人がいることが、この業界の強みでもあるんだからね。」

山田先生の言葉には、いつもながら含蓄があった。

「ところで、中島君。実は、知り合いの税理士さんからの紹介で、今年からうちの事務所で建設業の許可申請をした業者さんがいてね。以前に取得していた産業廃棄物の更新許可申請を会社の職員が申請したところ、どうやら不許可の方向で話が進んでいるようなんだ。この案件、ちょっと手伝ってくれないかい。」

お煎餅を食べながら話すには重すぎる案件を、山田先生はサラッと話した。

「はい。是非勉強させてください！」

先輩からの頼みは「ハイ、イエス、喜んで」の三択しかないという部活動時代から染みついた習慣そのままに、中島は反射的に答えていた。

いよいよ特定行政書士としての業務に関わることになりそうだ。

中島は、わずかに身震いした。

若手特定行政書士達の奮闘は続く。次回乞う御期待！



<第3回> ADRの新たな可能性について

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部 本部員 河上 隆

我が国における裁判外紛争解決手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolution) は転換期を迎えています。近年では、ODR (Online Dispute Resolution) や特定和解など新たな手法や制度が導入され、今後の取扱件数の増加が期待されます。

今期、ADR 推進本部では、行政書士 ADR の今後の展望や行政書士 ADR センターでの取組事例について掲載いたします。

1 はじめに

我が国に ADR 制度が導入された当初、司法制度改革の高まりの中で、その理念と可能性には大きな期待が寄せられていた。しかし、現在、一部を除いては各 ADR センターにおける相談件数・合意件数は必ずしも伸びているとは言い難く、行政書士会においても、行政書士 ADR センター設置単位会における所属会員の関心の低下が危惧される場所である。

一方でネット社会の進展や社会構造が多層化・複雑化する中で、多種多様なトラブルは増加傾向にある。それらの中には潜在的なものも相当数あり、解決の道筋が見出せぬままの状況があると推察する。その中には ADR によって解決し得る紛争事例も散見されるはずだが、例えばネット上でのペット販売で生じるトラブルなど、なぜ ADR の利用実績が伸びないのだろうか。

2 行政書士 ADR の立ち位置

近年、SNS やネット上での発信、あるいは事業者による形式的なカスタマー対応の中で、本来専

門家に関与すべき紛争が適正手続を経ることなく放置され、あるいは紛争被害が二次被害へと発展している傾向がある。「不満」や「対立」が存在しているにもかかわらず、それが法的な紛争として整理されることなく、解決の機会を失っている現状がそれである。

では、この現実を前にして我々行政書士はどのような立ち位置を取るべきであろうか。行政書士は「頼れる街の法律家」を旗印に、市民の様々な課題解決に日々当たっている。今般の法改正により行政書士法に新たに職責規定が設けられたが、我々の職責は、単なる書類作成にとどまるものではなく、市民の言葉にならない思いを受け止め、それを法的な意味を持つ形に整理し、必要に応じて関係者との間で調整を図る…いわば【対話を法に翻訳する専門職】であると私は考えている。実はこの役割こそ ADR の本質、中核機能にほかならないのではないだろうか。

訴訟は、権利義務を確定させる制度である。一方で ADR は、当事者双方が納得し得る解決方法を設計するプロセスである。調停に対応する行政書士には、法的正当性のみならず、感情や双方の関係性といった要素も含めた総合的な調整力が求

められる。そしてその調整力こそ、我々行政書士が日常業務の中で培ってきた能力の延長線上にあると言えるのではないだろうか。

このように、社会的背景としての紛争の多様化と増加、それを解決し得る行政書士の能力があるにもかかわらず、ADRの利用実績が伸びない、あるいはADRを停滞させているものがあるとすれば、それは制度の不備、欠陥というよりも、当事者たる我々はその価値を認識できていないからではないだろうか。

日々の業務において相談を受ける際にも、当事者間の認識の齟齬や感情的対立が含まれている場面は少なくないはずである。それらの多くは、適切に整理されていれば紛争の未然防止につながるし、仮に本格的な紛争になったとしてもADRセンターで対処できる性質のものである。

近年、ODRを始めとしたオンライン上での紛争解決が急速に普及している。懸念すべきことだが、電子商取引における返金対応やプラットフォーム上での苦情処理など、既に私たちの生活の中には、一部で専門家が関与しない形での紛争処理が広がりつつある。法律専門職たる行政書士はこの流れを決して看過することはできない。なぜなら、それは「法律専門職を介さない紛争解決」が社会の標準となる危険性、例えば企業と一般市民という、おおよそ平等ではない立場の者同士の紛争を、法律専門職不在という形で決着してしまうことが常態化し、立場の弱い者が憂き目を見るという危険性を孕んでいるからである。この流れが常態化するような事態にならぬよう、行政書士ADRは、敢然と立ち向かわなければならない。

3 終わりに

我々がADRに関与し続ける意義は、単に制度を維持することにあるのではなく、市民の紛争解決プロセスに法的な視点と公平性を確保すること

にある。また、ADRは紛争を解決するための制度であると同時に、行政書士という職能の存在意義を社会に示すための重要なフィールドでもある。

今、目の前にある課題を「対話による解決の可能性」として捉え直すこと、この視点の転換こそが、ADRの再生、ひいては新たな可能性を生み出し、行政書士の新たな価値創出につながると確信するものである。



VOD紹介「外国人分野「就労」」

＜中央研修所＞

今月は政策関係研修〈ADR ビデオ講座〉講座の中から、本年1月に新たに追加された「外国人分野「就労」」を御紹介します。

日本で働く外国人労働者は増加を続け、令和7年10月末時点で約257万人に達しました。国籍が多様化する中で、企業には文化や言語の違いを踏まえた労務管理が求められています。そして、こうした社会的背景を受け、外国人労働者の就労に関する知識は行政書士が備えておくべき素養といえます。

本研修は、最新の統計データに基づく現状分析から始まり、労働基準法、労働契約法、最低賃金法といった主要法令を「労働者保護法」と「労働団合法」の二つの視点から整理し、労働条件の明示義務、就業規則の作成・周知、賃金支払いの原則、労働時間や時間外勤務といった外国人にも共通する重要ポイントを具体的に、違反事例とともに解説しています。

また、働き方改革関連法による残業時間の上限規制や年5日の有給休暇取得義務、勤務間インターバル、労働時間の客観的把握義務といった、企業が押さえるべき最新ルールについても網羅しています。

「外国人労働者の採用から終了まで」のパートでは、在留資格の確認、資格外活動許可、雇用状況届出義務といった必須事項に加え、厚生労働省の指針に基づく適正な労働条件の確保、安全衛生教育、相談体制の整備、再就職支援など、事業主に求められる事項を具体的に紹介しています。さらに、現場で起こりやすいトラブルをケーススタディとして取り上げ、文化の違いによる認識のズレやコミュニケーション上の問題など、実務で判断に迷いやすいケースについて事例を基に分かりやすく解説しています。

本研修は、ADR ビデオ講座の一つとして、外国人労働者の就労トラブルに対応するための基礎知識を体系的に解説したのですが、ADRを学ぶ行政書士や調停人のみならず、国際業務に携わる行政書士や外国人支援に関わる方にとっても大変有用な内容となっていますので、外国人労働者をめぐる実務対応力を高めたい方は、是非御視聴ください。

● 研修情報 ●

講師プロフィール (役職は収録当時のものです)

行政書士 ADR センター東京 運営委員
松原 久 様

講義時間 約1時間

受講料 無料



《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ②「講座一覧」>政策関係研修>ADR ビデオ講座>〈ADR ビデオ講座〉外国人分野「就労」を選択し、該当講座を受講。



↑ 研修サイト二次元コード

12日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(286件)
- (2) その他

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 関係省庁等の訪問について
- (2) 全国担当者会議について
- (3) 福祉介護職員の処遇改善について
- (4) 消防関係手続について
- (5) その他

14日

木

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正要望項目表について
- (2) 中道改革連合行政書士議員懇話会(仮称)について
- (3) 行政書士制度に関する研究会私法部会の発足について
- (4) その他

法規監察部会**【協議事項】**

- (1) 照会案件等について
- (2) その他

13日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

常任理事会(～14日)**【合議事項】**

- (1) 第19回復興まちづくりシンポジウムへの後援名義使用について
- (2) 文書の閲覧・写しの請求申請書について
- (3) 大韓行政士会との相互交流に関する確認書について
- (4) グレーゾーン解消制度による総務省回答に関する確認事項について
- (5) 「行政書士・行政書士法人検索」一部不開示について

26日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(353件)
- (2) その他

法務省からのお知らせ**更生保護を誰もが“あたりまえ”に知る社会へ —第76回“社会を明るくする運動”に寄せて—**

〈法務省保護局更生保護振興課〉

皆様におかれましては、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に対し、日頃から多大な御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

“社会を明るくする運動”は、国民の皆様が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの立ち直り(このような犯罪や非行からの立ち直りを支援する活動を「更生保護」といいます。)について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための国民運動です。

第76回を迎える本年は、本運動を担う全ての関係者が、共通の方向性をもって一体的に運動を展開できるよう、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを新たに設定しました。このテーマは、我が国の更生保護が保護司を始めとする更生保護ボランティアによって支えられていること、また、令和7年12月の保護司法改正や、同月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」で保護司が紹介されたことなどを踏まえ、設定されたものです。

第76回運動では、この統一テーマの下、各地域の実情に応じた取組を展開していきますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。



保護司になるなんて、

思ってもみなかった。

第76回 “社会を明るくする運動”

第76回 “社会を明るくする運動”

第76回
“社会を明るくする運動”
ポスター



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト



無縁社会に立ち向かう「頼れる街の法律家」の使命 —成年後見制度の改正と行政書士の役割—

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

副理事長 関谷 一和



はじめに：急速に進行する無縁社会

超高齢・少子社会の真ただ中にある日本において、深刻な影を落としているのが「無縁化」の進行である。かつて日本社会を支えていた地縁や血縁が希薄化し、一人暮らしの高齢者が急増している。この「孤立」は、単なる寂しさの問題にとどまらず、認知能力が低下した際の権利擁護や財産管理、さらには死後の事務に至るまで、生活のあらゆる基盤を揺るがす喫緊の課題となっている。

民法改正と成年後見制度のパラダイムシフト

こうした社会構造の変化を受け、成年後見制度は今、大きな転換期を迎えている。政府が進める制度改正の議論において、最大の焦点となっているのは「本人主体の意思決定支援」の徹底である。これまでの制度は、財産の保全や安全性の確保に重きが置かれすぎあまり、本人の自由が制限されたり、一度選任されると交代が困難であったりするなど、柔軟性に欠ける面があった。

今回の改正案では、これまでの三つの類型が補助に一本化され、必要な期間のみ利用できる「有期利用」や、特定の事項のみを支援する仕組みの導入、更には補助人の交代をより柔軟に認める方向性が打ち出されている。これは、補助人を「管理する存在」から、本人の意思を最大限に尊重しながら共に歩む「伴走者」へと再定義する試みであると感じている。

「伴走者」としての行政書士の優位性

では、この新しい潮流の中で、行政書士に何ができるのか。第一に、行政書士が持つ「予防法務」の知見をいかした任意後見制度の積極的な活用支援が挙げられる。無縁化が進む中では、判断能力が不十分になってから法定後見制度の利用を開始するよりも、判断能力が十分なうちに自らの意思で「誰に」「何を」託すかを決めておく任意後見制度こそが、本人主体の支援を体現する。

行政書士は、契約書の起案から公正証書の嘱託まで一貫してサポートできる専門家である。また、単なる事務手続に留まらず、任意後見契約発効までの「見守り契約」や「事務委任契約」、そして亡くなった後の「死後事務委任契約」を「任意後見契約」と適宜組み合わせ合わせた包括的な支援を提供できる点に強みがある。

専門性を超えた「地域ネットワーク」のハブへ

第二に求められるのは、地域の福祉ネットワークにおける「ハブ（結節点）」としての役割である。無縁化を防ぐためには、士業という枠組みを超え、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、そして近隣住民と連携する姿勢が不可欠である。

特に、近年増加している「身寄りのない高齢者」の支援においては、法的な権利擁護だけでなく、住居の確保や入院手続など、多岐にわたる生活支援が求められる。行政書士がチームの一員として法的な裏付けを提供することで、福祉現場の安心感は飛躍的に高まる。

おわりに：未来を拓く「頼れる街の法律家」

制度が変わっても、支援の根底にあるべきものは変わらない。それは、本人が一人の人間として、尊厳を保ちながらその人らしい人生を全うできるよう支えるという熱意である。

制度の柔軟化は、私たち実務家に、より高度な倫理観と柔軟な対応力を求めている。今こそ行政書士は、法律の専門知識を「防壁」とするのではなく、困難を抱える方々の「道しるべ」として活用すべきである。「無縁化」という冷たい言葉を、専門家との「新たな縁」へと書き換えていくこと。それこそが、これからの時代を生きる行政書士の真の役割ではないだろうか。

コスモスへの入会の御案内

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）では、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

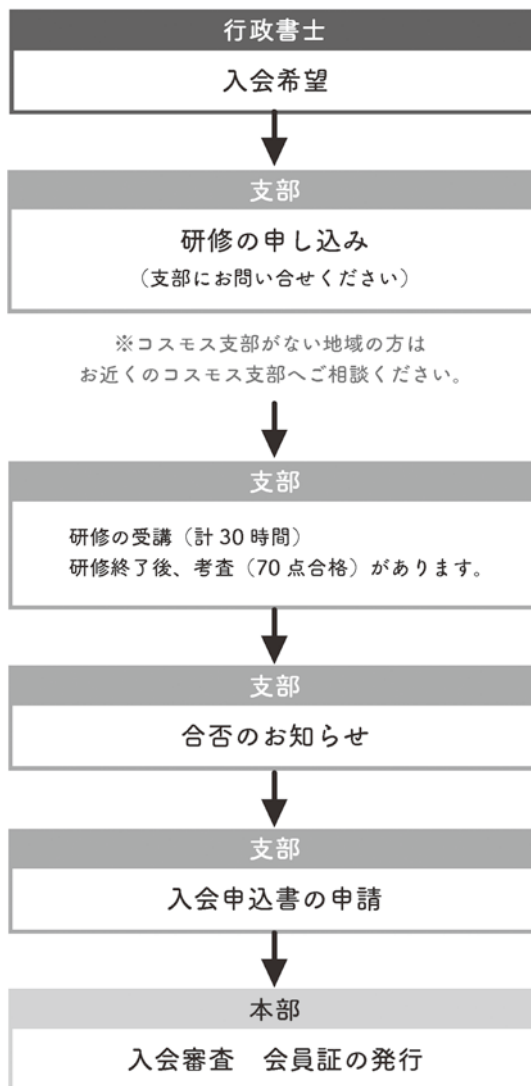
現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください。

（入会手続きについては、ホームページを御覧ください。<https://cosmos-sc.or.jp/entry.html>）

- ・行政書士がコスモスに入会するためには、原則として入会前研修（30時間）を受講の上、考査に合格する必要があります。
- ・入会金 10,000 円、年会費 24,000 円を御負担いただけます。
- ・成年後見賠償責任補償制度への加入が必要です（年間保険料 5,810 円）。
- ・入会後は、受託している成年後見業務について、年 4 回の業務報告を行う必要があります。また、義務研修として年間 10 単位の研修を受講していただきます。

入会前研修の実施時期などの詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。

入会までの流れ（行政書士）



コスモス成年後見サポートセンターの現状
(令和 8 年 6 月 1 日)

会員数 2,757 名 (個人正会員数)
支部 全国 42 支部
受任件数 6,424 件

会員の動き

登録者数 (令和8年6月初日現在)

合計	55,299名		
内訳	男	45,682名	女 9,617名
個人事務所開業	男	42,489名	女 8,491名
行政書士法人社員	男	2,358名	女 488名
個人使用人行政書士	男	462名	女 335名
法人使用人行政書士	男	373名	女 303名

法人会員 (令和8年6月初日現在)

法人会員数	1,768
法人事務所数	2,046
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,482
従たる事務所数	564

異動状況 (令和8年5月中の処理件数)

新規登録	合計	578名	
	内訳	男 426名	女 152名
登録抹消	合計	84名	
	内訳	男 72名	女 12名
抹消内訳	廃業	59名	
	死亡	25名	
	その他	0名	

御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS (大門)

外出後、財布を忘れたことにはなかなか気付きませんが、スマートフォンを忘れたことにはすぐに気付くのは私だけでしょうか？ 様々な手続においてスマートフォンは不可欠なものとなりました。飲食店での注文、セミナーへの参加などでは、二次元バーコードを読み取る場面があり、コミュニケーションはメッセージアプリを利用し、納税証明書の取得などにはマイナポータルからマイナンバーカードを読み取るなど、スマートフォンなくして日常生活はまなりません。

スマートフォンの利用が増すなどデジタル化社会の進展は待たないであり、社会・経済課題の解決に貢献していくことと思われまふ。特に、行政手続の電子化においては、行政書士が手続の担い手になることが求められています。これまでの行政手続の知見に加え、AIやアプリの活用などといったデジタルリテラシーを磨きながら、デジタル社会において存在感を高めていきましょう。

月刊 日本行政 7月号

第644号 令和8年6月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 **日本行政** 7月号

令和8年6月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階